「新たな評価」制度
～準備と活用、質向上

認証評価制度が大きく変わる。国は、今後の大学進学者数減少期に向けて、「数」（定員充足）での縛りに加え、「質」についても厳格化。「教育の質」が、募集力や経営力にも直結する時代が目前に迫っている。「新たな評価」制度への準備によって、教育機関としてアップデートし、少子化の中での大学存続の機会にする術を考えてみよう。

★★★の評価と大学の持続可能性

「負担が重く、インセンティブを感じづらい」「社会から認知されていない…」。国のワーキンググループ[*1]の議論では、現状の認証評価制度に対する厳しい指摘が相次いだ。

次期通常国会で成立をめざす「新たな評価」制度は、機関別評価と学部別評価の2階建て、4段階評価、6年周期など変更点が多い。その本丸は、「学部教育の質が保証され、向上が図られているか」、つまり、学位の価値という点にある。

従来の認証評価では、本部主導の受審にとどまり、教育現場である学部があまり関与しないケースも多かった。教員の「教学マネジメント指針」の認知度が5割にとどまる[*2]現状を鑑みれば、組織的な教育改善は定着しているとは言いがたい。内部質保証を重点的に見てきた評価制度が活用されていないことは明らかだ。

人口減少や地方衰退、AI技術の目覚ましい発展など、環境が激変する中で、学生をどう育てていくか。いかなる大学であっても、今、一番の課題だろう。経営の最重要事項として教育の質保証・質向上に取り組むこと。その先にこそ、★3つの評価と大学の持続可能な未来があるのではないか。

文／編集部

*1 教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ
*2 教員の「教学マネジメント指針の認知度」：内容を知っていて学内での議論で参考にした12.6%、内容をある程度知っている37.5%、聞いたことはあるがよく知らない35.8%、聞いたことがない13.8%（大学基準協会大学評価研究所「大学教育改善のための組織的取り組みに関する教員調査」2022年）

文科省に聞く！「新たな評価」制度のなぜ？

「新たな評価」では、何がどう変わり、大学には何が求められるのか。文部科学省の見解を交えながら、そのポイントをひもといていく。

※本記事は2026年8月末時点での情報を基にしたものであるため、最新の情報は、文部科学省の公表情報で確認されたい。

【図表1】現在の高等教育機関の質保証システム

大学設置基準に基づく設置認可審査 → 設置計画履行状況等調査（AC） → 自己点検・評価 → 認証評価 文科大臣認証の評価機関による第三者評価 → 社会への情報公表

＊文部科学省資料を基にBetween編集部にて作成

【図表2】「新たな評価」制度に至るまでの高等教育政策の流れ

年	中教審の答申などの認証評価や教育の質にまつわる動き	認証評価制度の動き
2002 H14	**「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」** 設置認可の在り方の見直しや第三者評価制度の導入を提言、事前規制から事後チェックへ。 →学校教育法の改正：①設置認可の見直し（届出制度の導入／抑制方針の撤廃／設置審査の準則化）／②認証評価制度の導入／③自己点検評価・公表の義務化／④法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入	
2004 H16		第三者による認証評価制度第1サイクルスタート
2005 H17	**「我が国の高等教育の将来像（答申）」** 機能分化、学位を与える「課程」中心の考え方への再整理、入試・教育課程の改善、「出口管理」の強化等	
2008 H20	**「学士課程教育の構築に向けて（答申）」** 学士課程の教育の方針、教職員の職能開発、質保証の仕組みの強化、基盤となる財政支援	
2011 H23		第2サイクルスタート。大学自身の改善の仕組み「内部質保証」が問われ始める
2012 H24	**「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）」** これからの社会像と能力、学士課程の質的転換、現状と学修時間等	
2016 H28	**「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」** 法令適合性などの最低限の質保証にとどまらず、各大学の教育研究活動の「質的改善」を促す評価制度への転換を図る	
2017 H29	3つのポリシー策定公表の義務化	
2018 H30	**「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」** 学修者本位の教育への転換、多様性と柔軟性の確保、質保証の再構築（設置基準の抜本的見直し）	第3サイクルスタート。評価項目に3つの方針・内部質保証を追加・認証評価機関にACとの連携及びステークホルダーへの意見聴取、自己点検評価結果の公表義務付け
2020 R2	**「教学マネジメント指針」**公表 予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するため学修者本位の教育への転換、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要	認証評価機関に「適合・不適合」認定義務化、「不適合」大学への追加評価努力義務化、「不適合」大学は大臣に報告等
2022 R4	**「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」** 大学教育の質保証を「形式的な設置基準の遵守」から「実質的な教育の質向上」へと転換するための重要な指針。時代に合わなくなった大学設置基準の大幅な見直しへ	
2025 R7	**「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」** 教育研究の「質」の更なる高度化に向け、学修者本位の教育の更なる推進（出口の質保証、教育の質を評価する新たな評価制度へ移行）、大学間比較できる新たなデータプラットフォーム新構築など	第4サイクルスタート。機関別・分野別の共通評価基準に①継続的な研究成果の創出のための環境整備②学修成果の適切な把握及び評価に関することを追加
2026 R8	**「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議（審議まとめ）」** 経営状況が厳しく質の担保ができない大学への早期の円滑な撤退判断促進、教育研究の質の向上に向けた重点支援 **「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ」** 新たな評価制度の基本的枠組み策定→質保証・質向上システム部会にて審議 **「第7期科学技術・イノベーション基本計画」** 第1期大学の量的規模適正化総合政策。大学の機能強化や地域における質の高い高等教育へのアクセス確保、再編・統合を含めた大学の規模適正化へ	
2027 R9	通常国会にて法改正（予定）	
2030 R12	**「新たな評価」制度スタート（予定）**	

＊文部科学省資料を基にBetween編集部にて作成

Q1. なぜ今、認証評価制度を見直すのか。

A 時代の変化に応じた人材育成のため。

今回の大幅な見直しについて、「やっと対応体制が整ったのに、なぜ？」と戸惑う大学も多い。しかし、この20年余りの間、何も変わっていなかったわけではない。認証評価は大学設置後の活動や運営の適切性を確認するしくみとして2004年に導入されたが、すでに第2期より教育の内部質保証の有効性を問う評価へと見直しが重ねられてきた【図表1・2】。

かつて「グランドデザイン」答申を取りまとめ、今回の改定を主導した大学振興課の石橋晶課長は、「急速な少子化と予測困難な

高等教育局 大学振興課 課長 **石橋 晶**

高等教育局 高等教育企画課 大学設置・評価室長（取材時） **鈴木 宏幸**

すずきひろゆき●2003年文部科学省入省。初等中等教育企画課課長補佐、初等中等教育局視学官、在ブラジル日本国大使館一等書記官、文部科学大臣秘書官などを経て、2024年より現職。

いしばしあき●2000年文部省（現文部科学省）に入省。科学技術・学術政策局基盤政策課専門官、高等教育局大学振興課課長補佐、国立大学法人支援課企画官、高等教育局高等教育企画課高等教育政策室長などを経て現職。

取材・文／本間学　撮影／木藤富士夫

【図表3】「新たな評価」制度の受審スケジュール（予定）

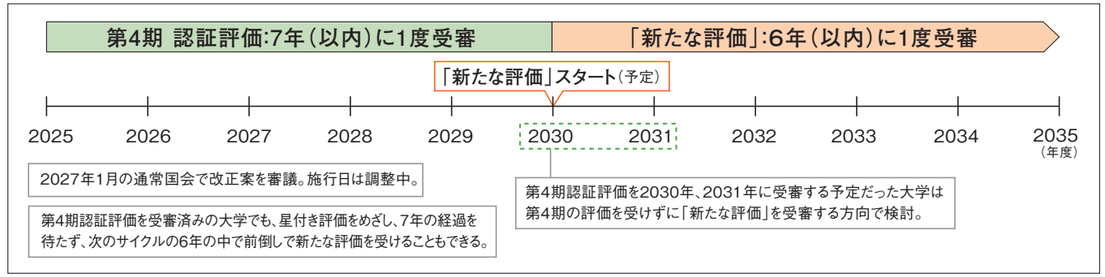

＊ 取材を基にBetween編集部にて作成

【図表4】「新たな評価」の基本的な考え方について

目的

「新たな評価」制度を通じて「教育の質」を見える化し、
①高等教育機関として**当然に求められる教育の質**（※）**を確実に保証**すること（**質保証の徹底**）
②学生一人一人の能力を最大限高めるための**教育の質向上を後押し**すること（**質向上の促進**）
を両立させ、高等教育機関の教育の取組や成果を社会に分かりやすく示すことを目的とする。
※学校教育法、同法施行規則、大学設置基準等の法令等で求められる水準を想定。

質保証の責任は一義的には機関にあることから、その**最終的な責任は機関（学長）が負うもの**。そのため、**機関全体として質保証されているかを確認、評価**するが、その中でも「教育の質」の保証・向上の状況は、**学修者により近い単位である学部等を切り口として機関における教育活動を確認し、評価していくことが必要**。なお、これは学部等の組織そのものを評価するものではなく、機関の教育活動を学部等単位で評価するものである。

機関全体の評価

機関の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況

質保証の責任は一義的には機関にあることから、機関全体として質保証を行う責任を果たしているかを評価する。
従来の自己点検・評価すべき事項からの精選・簡素化を図るとともに、提出する資料は機関が新たに作成するものではなく、既存の資料を基本とする。

学部単位の「教育の質」に特化した評価

より学修者に近い学部等を切り口に、「教育の質」を**質保証**の視点と**質向上**の視点の双方から評価する。法令等で求められる水準に達しているかを厳格に判断することで教育の**質保証の徹底**を図る。**教育活動を通じた教育成果（DPに定める資質・能力を備えた学生を育成できていること）を明確に示す学部等を高く評価**することで教育の**質向上の促進**を図る。

→ **学部等の段階別評価**

＊文部科学省「『新たな評価』に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

時代の中で、大学には、社会を支える人材育成の役割がより一層求められる。学生一人ひとりをどこまで成長させられるかがポイントだ。そのため、教育の質向上につながる評価が必要だった」と語る。

「負担が大きい割に評価結果が十分に活用されておらず、社会の認知も低い」という課題もふまえ、実効性が高く、教育改善を促す制度への転換をめざしている。

Q2. なぜ2030年から？ なぜ6年サイクルに？

A 2035年までに教育の質が高い大学を見極めるため。

第4サイクルの終了を待たずに新制度へ移行する理由について、石橋氏は「質の高い教育を行う大学を明らかにし、存続に向けた支援につなげるためだ」と説明する。大学進学者数が60万人台を切ると見込まれる2035年までに各大学の教育の質を社会が客観的に認知できるしくみを整えるためには、遅くとも2030年度に始めないと間に合わないと判断した。

評価期間を6年に短縮するのは、変化の速い社会に教育が対応しているかをチェックするため。学部教育の確認を行うため、既存の分野別評価が5年、医学部評価が6年であることを鑑み、6年サイクルに落ち着いたと言う。

新制度案では、2030年度と2031年度に第4期認証評価を予定している大学は、第4期を受けずに新制度へ移行する方向で検討を進めている。現制度で評価を受けた場合には、7年の経過を待たず次のサイクルの6年の中で「新たな評価」を受審することも可能とする【図表3】。「最上位の評価を得れば、国や自治体の支援を得やすくなる。特に地域の人材育成に実績がある短大や大学には初年度での受審を勧めたい」（石橋氏）。

法改正案は2027年の通常国会に提出される予定だ。

Q3. なぜ、学部別に評価するのか？

A 教育の基本単位は学部だから。

当初は、学位プログラム単位の評価が検討されていたが、新制度では、学部単位の教育の質に特化した評価が導入される【図表4】。鈴木宏幸大学設置・評価室長（取材時）は、変更理由について「現下の学校教育法上には『学位プログラム』という文言の規定がなく、カリキュラム改善などの、質保証

【図表5】「新たな評価」制度の受審の流れ

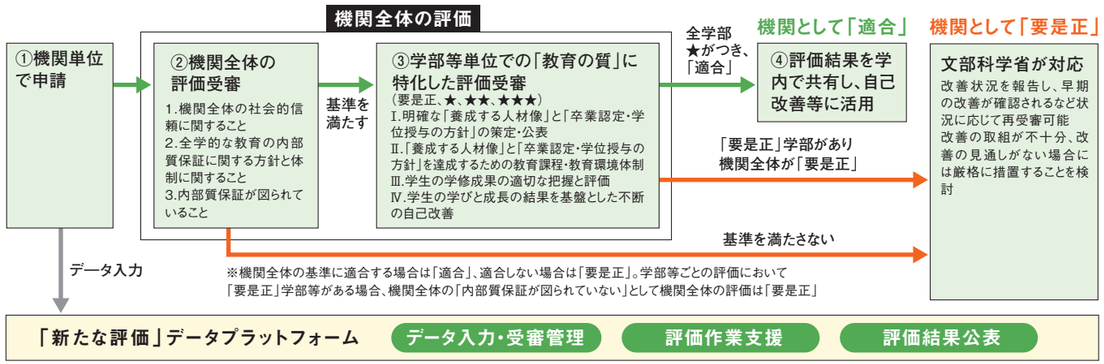

※ 評価の過程もしくは評価結果が出た後において虚偽報告や重大な社会的倫理に反する事項が発覚した場合は、評定を保留ないし評定を取り消すこととする。
＊文部科学省「『新たな評価』に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

【図表6】言葉の定義

言葉	定義
教育の質	多様な高等教育機関の目的に応じ、入学後にどの程度学生を成長させることができたのかといった付加価値
教育の質保証	設置基準などの法令等で求められる教育活動の水準に達していること。当たり前の水準
教育の質向上	学生一人一人の能力を最大限高めるために教育活動の水準を向上させ、教育成果を明確に挙げている
教育成果	「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること

の取り組みは学部単位で実施されている現状を踏まえ、評価も学部単位で行うのが現実的と判断した」と説明する。ちなみに学環は、法令上認められた教育組織であるため、一つの評価単位として扱う。

Q4. なぜ、機関別と学部別の「2階建て」に？

A 大学全体の教育に対する責任と学部の質、双方を評価するため。

新制度では、大学全体の内部質保証を確認する「機関別評価」を経て、学部単位で教育の質を評価する「学部別評価」の2階建て構造を採用している【図表5】。

石橋氏は、この狙いについて、「当初は、より学生に近い学部の教育評価を中心に検討していたが、ワーキンググループで議論を重ねる中で、大学は学部教育に責任を負わなくていいのか？となった。社会的にも機関としての法令違反や内部質保証のしくみの有無は重要なため、まず、大学全体の状況を確認し、そのうえで学部別評価を行うしくみとした」と話す。

機関別評価では、「1. 法令違反や社会的信頼を損なう行為がないか」「2. 内部質保証システムを整備しているか」「3. そのシステムが適切に機能しているか」を確認する。これらは、現行の認証評価の機能を引き継ぐものだ。1または2に明らかな問題があると判断された場合、その時点で機関として「要是正」になる（学部受審には進めない）。3については、学部の状況を詳しく確認しなければ判断できないケースも想定し、学部別評価を実施したうえで最終的な機関別評価を行うこともある。

学部別評価では、DPで定める資質・能力を備えた学生を育成できているかを確認し、「要是正」「1つ星・2つ星・3つ星」の4段階で評価する。全学共通教育や全学プログラム、学部横断的な教育も、それが学部のDP達成に資するものであれば評価対象になる。

全学部が星評価を獲得した場合は機関として「適合」、1学部でも「要是正」であれば、「機関としての内部質保証が図られていない」ため、大学全体も「要是正」と判定される。なお、評価は2階建てだが、データ入力や書類の提出は一度に行う。

Q5. なぜ、質保証と質向上に分けて評価するのか？

A 「学生をどれだけ成長させたか」を重視しているため。

学部別評価では、教育の「質保証」に加え、「質向上」の視点からもチェックされる。そもそも教育の質とは何か【図表6】。石橋氏は、「入学後、自学の教育で学生がどの程度、成長したか、付加価値が付けられたかだ」と述べ、だからこそDPが非常に重要だと力説する。質保証と質向上の違いについては、「質保証は『法令上当たり前のことができているか』。この水準を満たしていることが保証だ。対して質向上は、『学生一人ひとりの能力を高めるべく、教育活動のレベルを上げ、その成果が明確にある』状態だ。これらは大学が日々取り組んでいることではないか。学生が4年間で身に付

＊文部科学省「『新たな評価』に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

【図表7】学部教育の「質保証」「質向上」の評価基準・項目の考え方

	質保証	質向上
評価	設置基準などの法令等で求められる教育活動の水準に達していること	「教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているか」という点を評価 教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること ※「教学マネジメント指針」では、一人一人の学生が学位プログラムを通じて得た自らの学びの成果（学修成果）の把握も含めて学部等として教育成果を定義している
評価・判断項目	Ⅰ.明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表 Ⅱ.「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育研究体制 Ⅲ.学生の学修成果の適切な把握と評価 Ⅳ.学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善 ※具体的な項目は【図表8】参照	在学中の学生の「伸び幅」、教育成果の程度、継続的に成果を挙げているか等を踏まえて評価 ①**教育活動の取組状況** ▶評価の基本的な方針Ⅰ～Ⅳに示す取組状況等を基に判断 ②**教育成果** ▶教育成果を挙げていることの説明を基に判断 （教育成果を示す根拠例） ・多面的な直接評価（授業科目の試験、成績管理、ルーブリック、eポートフォリオ、アセスメントテストなど）の結果 ・多面的な間接評価（全国学生調査、振り返りシート、ルーブリックの自己評価など）の結果 ・社会での活躍を示すデータ（就職先への調査、卒業後調査、地域内進学率など）
判断材料	各学部等の自己点検評価書・根拠資料を基に、各項目において高等教育機関として求められる水準に達しているかを厳格に判断	各学部等の自己点検評価書の記載や根拠資料等をもとに総合的に勘案して評価
視点	法令等で求められる水準を基準としているため全ての評価機関が同一の基準に基づいて評価すべき	・多様な目的を有していることを考慮し、高等教育機関の様々な教育活動を通じて、建学の精神や養成する人材像を踏まえて策定された「卒業認定・学位授与の方針」で掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているかを評価 ・段階の判定基準等について評価機関間で目線合わせ（調整）を進めていく必要 ・教育プログラム単位の国際的な認証等がある場合、世界で通用する「質の高い教育」を提供していることの客観的な根拠になり得ることから、質向上の視点から評価

＊文部科学省「「新たな評価」に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

Q6.なぜ、評価基準や項目を統一するのか？

A 評価基準のばらつきを防ぎ、星付き評価の公平性を保つため。

新制度ではこれまで評価機関ごとに異なっていた評価基準や項目を統一する【図表8】。このため、「画一的な基準での評価は、高等教育の多様性を損ねないか？」と懸念する声もある。

これに対し鈴木氏は、「そもそもあるべき能力や到達目標はDPに示されており、その達成をもって学位が授与されているはず。学生の成長や教育成果は、DPを基準として判断したい。DPで定めた水準に達していない学生には、学位を授与しないという判断もあり得る。まずは、DPそのものを見直してほしい」（石橋氏）。

このような前提のもと、まず学部の質保証では、DPやCPが適切に策定されているか、両者に整合性があるか、必要な科目や、ふさわしい資質・能力を有する教員が確保されているかなど、設置基準をはじめとした法令の基準を満たしているかが問われる。そのうえで、質向上では、教育成果の程度とそれが継続的なものかを多面的に評価される【図表7】。

Q7.なぜ、4段階評価にしたのか？

A 社会に対してわかりやすい形で公表し、結果を活用するため。

「新たな評価」では、学部別評価結果を4段階で示す【P.8図表1】、その水準を求めた評価基準をクリアしていることが必要。一方、質向上の評価はDPを基に行う。DPは各大学が独自に設定するため、個性や多様性が損なわれることはない」と説明する。加えて、評価機関ごとに基準が異なると、星付き評価の公平性が担保しにくい。そのため、基準は一定程度共通化する必要があるという。

なお、評価については、「教育の質」向上につなげるべく「絶対評価」を基本とし、設置認可の「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」に定める21分野の研究者によるピア・レビューによって実施される（P.12）。学環など分野横断型の場合は、該当分野の専門家が協働して行う予定だ。「学部教育はアカデミアの入り口にあたる。各評価員には、分野の発展をかけた、ピュアな視点での評価を期待している」（石橋氏）。

【図表8】学部教育の「質保証の視点」による評価基準・項目

Ⅰ.明確な「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」の策定・公表		
〈評価基準①〉 高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、社会に分かりやすく掲げていること	〈評価項目〉 a.高等教育機関の理念や社会・地域のニーズを踏まえ、明確な「養成する人材像」を適切に定め、示していること	〈質保証の視点〉 ・「養成する人材像」が高等教育機関・学部等の理念や社会・地域のニーズ等を踏まえたものになっており、学生・教職員の間で共有し、社会に対して発信しているか
〈評価基準②〉 「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」（DP）において示していること	a.「養成する人材像」に照らして必要かつ学位にふさわしい資質・能力を「卒業認定・学位授与の方針」（DP）で示していること	・掲げている「養成する人材像」とDPとの関連が示され、DPを分野別参照基準や国際基準、学士力やジェネリックスキルに関する国際基準などを踏まえたものとしているか
Ⅱ.「養成する人材像」と「卒業認定・学位授与の方針」を達成するための教育課程・教育研究体制		
〈評価基準①〉 「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して、学生が体系的かつ主体的に学びを深められる適切な教育課程を整備していること	〈評価項目〉 a.「卒業認定・学位授与の方針」（DP）と整合性がある「教育課程編成・実施の方針」（CP）を策定していること	〈質保証の視点〉 ・DPと整合性があるCPを定めているか
	b.「教育課程編成・実施の方針」（CP）と「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に基づく学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定していること	・教育の成果を点検・評価するための学修成果の評価を多面的に行う考え方を策定しているか
	c.「教育課程編成・実施の方針」（CP）に則して教育課程を体系的に編成し、ふさわしい授業科目を開設していること	・CPに照らして教育課程を体系的に編成しているか ・教育課程を編成するための責任と権限を持った決定機関があるか ・シラバス等を通じて「授業科目」「授業の方法・内容」「年間の授業計画」を明示しているか ・学位にふさわしい授業科目を開設しているか ・授業による教育効果、授業時間外の必要な学修等を考慮して、単位数を適切に定めているか
	d.授業を担当するにふさわしい資質・能力を有している教員及び指導補助者を授業担当として配置していること	・研究業績や教育実績等に照らしてふさわしい資質・能力を有している教員等を配置しているか
	e.「教育課程編成・実施の方針」（CP）に照らして、入学段階で身に付けていることが求められる資質・能力等やその評価・判定の基準を示す「入学者の受入れ方針」（AP）を的確に定め、入学者選抜方法を明確に示していること	・的確なAPを定め、それに沿った入学者選抜方法を示しているか
〈評価基準②〉 施設設備、学生支援体制など教育環境・体制を整備していること	a.学修支援に関する高等教育機関としての方針に基づき、学修支援に必要な情報を学生に示していること	・学修支援に関する的確な方針・体制を備え、留学生や障害のある学生など個々のニーズに合った情報提示を行っているか
	b.学修環境を整備するとともに必要な情報を学生に示していること	・校地・校舎等面積の基準を満たし、基準上必要な施設設備を備え、ラーニングコモンズ等の自主学習スペースなど学生の学修のために必要なスペース等の確保が十分か
Ⅲ.学生の学修成果の適切な把握と評価		
〈評価基準①〉 「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に沿って厳格な学位授与を行うために、学生の学修成果について適切に把握と評価を行っていること	〈評価項目〉 a.卒業認定の基準、判定方法、体制等を明らかにしていること	〈質保証の視点〉 ・卒業認定の基準や判定方法・体制が明らかで、その内容等が十分か ・学生に対して、授業の方法・内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示することとしているか
	b.授業の単位認定を適切に行っていること	・単位認定を適切に行っているか
	c.卒業時の「卒業認定・学位授与の方針」（DP）の到達度に関して、「何を学び、身に付けることができたのか」を多面的な方法により把握し、評価していること	・DPの到達度を把握するために的確な直接評価と間接評価を実施しているか
〈評価基準②〉 在学中の学修成果の結果を高等教育機関・学部等の掲げる「養成する人材像」につなげていること	a.「養成する人材像」を実現するために必要な「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に示されている資質・能力を身に付けた学生を社会等に輩出できていることを明らかにし、社会的に示していること	・「養成する人材像」やDPに見合う人材を育成し、社会に対して輩出できているという明確なデータや根拠を示しているか
Ⅳ.学生の学びと成長の結果を基盤とした不断の自己改善		
〈評価基準①〉 学修成果の可視化によって得られた結果を、教育改善に活用していること	〈評価項目〉 a.教育改善のための体制を構築していること	〈質保証の視点〉 ・教育改善を図るための体制を備え、運用しているか
	b.様々なステークホルダーの意見を通じて定期的に点検・評価し、改善・向上を図っていること	・地域・社会のニーズを把握するために適格なステークホルダーからの意見を聞いて、改善・向上を図っているか

＊文部科学省「教育・学習の質向上に向けた新たな評価の在り方ワーキンググループ議論のまとめ」を基にBetween編集部にてまとめ

【図表9】学部等ごとの段階別評価の考え方と評価結果の活用イメージ

✓学部等ごとの教育の質を評価するに当たっては、**質保証の視点**と**質向上の視点**から評価し、**評価結果は段階別に示す**。
✓学部等ごとの段階別評価は
①「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達していない学部等」
②「実施している教育が高等教育機関として（法令等で）求められている水準に達している学部等」
（②の水準に達していることを前提に）
③「学生の成長につながる教育活動を通じて教育成果が期待される学部等」
④「学生の成長につながる教育活動を通じて高い教育成果が挙げられている学部等」を高く評価するという**4段階を検討**してはどうか。
✓評語については、例えば、星（3つ星、2つ星、1つ星、要是正）にするなど、**高校生や企業等の社会にとって分かりやすい評語とする方向で検討**してはどうか。

段階の意味	高等教育機関として求められている水準に達していない学部等	高等教育機関として求められている水準に達している学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果が期待される学部等	学生の成長につながる優れた取組を通じて高い教育成果を挙げている学部等
評語（案）	要是正	1つ星（★）	2つ星（★★）	3つ星（★★★）
判定方法・活用イメージ	✓**「質保証の視点」による評価は実践している教育が法令等で求められる水準に達しているか**で判定。 ✓具体的には、学部等ごとの評価項目を質保証の視点により評価し、**1つでも満たさない項目がある場合は「要是正」として判断**する。 ▼ □**「要是正」学部等の場合**、求められる水準に達していないおそれがあることから、**文部科学省でペナルティを含めたその後の対応を検討**。 □「要是正」機関は**早期に自律的な改善を図った上で再度評価を受審することが求められる。** □**また、文部科学省は、「要是正」機関に対して、改善状況を聴取し、改善の取組が不十分であったり、改善の見通しがない場合は厳しい措置を講ずる。**	✓**「質向上の視点による評価」は教育活動を通じて教育成果を明確に挙げているかで判定。** 教育成果…「卒業認定・学位授与の方針」に定める資質・能力を備えた学生を育成できていること ※教学マネジメント指針での教育成果の定義 ✓具体的には、学部等が記載する自己点検・評価書に基づき、**総合的に勘案して判断**する。 ▼ □高く評価された学部等に対しては**インセンティブ**を検討。	

＊文部科学省「『新たな評価』に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

表9】。「要是正」は、法令で求められる水準に達しておらず、質保証の最低基準を満たしていない状態。「1つ星」は、必要最低限の質保証体制は整っている状態。「2つ星」は、学生の成長を促す取り組みはあるが、まだ成果が十分に表れていない段階の評価だ。石橋氏は、「学生が成長する可能性が高い取り組みを評価し、成果が出るまでの過程も応援したく、2つ星を設けた」と説明する。「3つ星」は、教育成果と教育改善の取り組みが高水準であることが明確な状態を示す。

この4段階評価の目的は、受験生や保護者に教育の質をわかりやすく示すことだが、高い評価の学部等には私学助成や運営費交付金に対する反映など、大学側にも直接的なメリットが検討されている。「例えば、学生募集が厳しい地域に同じ学部が複数ある場合、3つ星を獲得し教育の質が高いと証明された大学であれば、何らかの経営支援を受けやすくなる可能性が高くなるだろう」（石橋氏）。

また、従来の「適合・不適合」評価では先進的な取り組みを行う大学・学部がわからないが、星付き評価になれば、3つ星を獲得した大学を参考に、自学の教育改善がしやすくなる。

Q8. なぜ、教育成果を多面的に測るのか？

A 教育成果の測定は難しいため、多面的に見る必要があるから。

学部別評価では教育成果を示す根拠例として、多面的な直接評価と多面的な間接評価の二面、および、必要に応じて社会での活躍を示すデータを求めている【P.6図表7】。その理由を石橋氏は「教育成果を明らかにするのは容易ではない。だからこそ、多面的に把握する必要がある」と説明する。

直接評価は、成長の客観的な証拠がある評価で、レポートや試験結果、単位修得状況、学修成果物など。間接評価は、学生自身の認識を問う評価で、国の全国学生調査の活用も想定されている。いずれも、複数の根拠を組み合わせ、DPに掲げる資質・能力を備えた学生を育成できているかを示す。

「これまで大勢の学生に授与してきた、学位の根拠は何か？　卒業までのプロセスが適切に設計されていれば、教育成果は十分に示せるはずだ」（石橋氏）。

Q9. なぜ、学部が「要是正」だと大学も「要是正」に？

A 1学部の課題は、全学的な質保証の課題であるため。

新制度では、1学部でも「要是正」と判定された場合、大学全体が「要是正」となる。その理由について鈴木氏は、「実際、内部質保証システムが機能しているかどうかは教育現場の学部の実態を見てみないと判断できない。ある学部に問題があれば本部がサポートすべきだろう。1学部でも要是正が付くということは、大学全体の質保証システムが十分に機能していないことを意味する。これには従来の評価制度が実質、学部を置き去りにしていたという反省がある」と語る。つまり、学部が要是正にならないように、学部だけでなく、大学全体で質保証を担保すべきと言える。大学本部と学部間の対話と連携が重要だ。

Q10. なぜ、大学の負担が増えそうな制度にしたのか？

A 自己点検に基づく評価のため、過度な負担はかからない。

担当する要員の確保や多面的評価の実施が求められることから、「リソースに限りがある小規模大学は対応が困難だ」との声もある。しかし、石橋氏は「評価資料は、法令上全大学が行っている自己点検・評価がベースのため、負担が増えるわけではない」と話し、多面的評価の負担軽減のために、全国学生調査結果の活用を勧める。

小規模だからこその利点もある。「学生数が少なく、ST比も低い大学は、一人ひとりに寄り添った教育や学修成果の可視化もしやすいはずだ。『新たな評価』は、教育の評価で、学生をど真ん中においた『教学経営』をしているかどうかを問う制度だ。現状の教育環境は果たして自ら掲げたDPを達成しやすいものなのか、これを機に見直してほしい」（石橋氏）。

Q11. なぜ、「要是正」の場合、厳格な措置を取るのか？

A 「要是正」＝法令違反で学生の利益が損なわれているから。

これまでは不適合でも強制的なペナルティはなく、改善が進まない例もあった。実際、16校が不適合となった第3サイクルでは、再（追）評価で適合と認められたのは4校にとどまる【図表10】。

一方、新制度では、「要是正」と判定された大学に対し、厳しい措置を講じる。新学部・新学科の設置が認められないほか、国の資源配分にも反映し、私学助成金などの減額や不交付の対象となる可能性がある。将来的に修学支援新

【図表10】機関別認証評価実施数（大学・短期大学・高等専門学校）

実施年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
		←第1サイクル→							←第2サイクル→							←第3サイクル→							第4サイクル
実施数（※1）		34	83	136	205	177	232	270	57	97	150	220	210	228	204	56	106	152	227	213	200	189	74	3,520
評価結果	適合	32	83	135	200	167	224	242	54	93	145	217	200	219	194	53	105	150	224	212	196	184	71	3,400
	保留	2	0	1	5	10	8	25	3	2	2	1	9	6	5	3	0	0	0	0	0	0	0	82
	不適合	0	0	0	0	0	0	3	0	1	3	2	1	3	5	0	1	2	3	1	4	5	3	37
再（追）評価（※2）	適合	0	0	0	1	0	1	8	11	6	10	4	4	4	5	6	4	9	1	1	0	0	3	78
	不適合	0	0	0	1	1	0	0	0	2	4	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	14

（※1）H24年度において、認証評価結果の取消があることから、実施校数と評価結果の合計数が異なる。
（※2）再（追）評価については、過年度に保留又は不適合の評価結果を受けた大学その他改善が必要とされる事項を指摘された大学のうち、再度の評価を希望する大学が受審している。

【図表11】新たな評価を通じた高等教育の新たな質保証システムの担保について（案）

「要是正」機関への対応

①改善が図られるまでの申請処分の資格停止・保留
●大学教育再生戦略推進費における「申請資格」を停止
●新たな学部等の設置について改善が認められない場合（再評価を受け、「適合」状態とならない限り）は不認可とする措置

②改善実施状況のモニタリング・社会への開示の強化
●「要是正」状態が継続する間、文部科学省による報告・資料提出だけでなく、必要に応じて面接、現地調査の実施を通じたモニタリングの継続
●「要是正」機関は、評価結果、改善計画及び改善状況を社会へ公表することの義務づけ

③国からの是正指導等
●要是正状態の継続的な改善指導、再評価受審の勧奨等
●法令違反に対しては法第15条により厳格に対応

＊【図表10、11】文部科学省「『新たな評価』を通じた質保証システムの担保について」資料を基にBetween編集部にてまとめ

対応フロー

評価機関　評価結果を文部科学省に通知

文部科学省
●「要是正」機関の状況について報告・資料の提出を求め、状況・改善計画を確認（必要に応じて面接、現地調査を実施することを通じた状況の把握）
●再（追）評価を受審するよう改善指導

「要是正」機関から脱却するまで報告、資料提出の要請の継続

法令違反がある場合で特に
✓重大な法令違反等即時に是正が必要な場合
✓法令違反状態が放置され、改善の見込みがない場合については、直ちに次の措置へ

改善を促しても改善を行わない場合（再評価の受審を求めているにもかかわらず、正当な理由なく受審しない場合）には、その旨を文部科学省から社会に公表することも検討

大学設置・学校法人審議会による審議を経て
●学校教育法第15条第1項に基づく「勧告」
●「勧告」後、なお改善がみられない場合は、同条第2項に基づく「変更命令」
●「変更命令」によっても改善されない場合は、同条第3項に基づく「廃止命令」

※今後、内部質保証の実質化など、高等教育機関の教育改善機能の向上に向け、必要な法令等の内容の明確化を検討

制度の対象外となることも想定される。「要是正」となった大学には文科省が直接指導に入るが、改善の見込みがない場合は、大学設置・学校法人審議会の審議を経て学校教育法第15条が適用され、最悪、廃止命令を受けることになる【P. 9図表11】。これらの理由として鈴木氏は、「要是正」は基本的に法令違反、設置基準違反の状態にあたり、単なる努力不足とは性質が異なるからだと語る。

ただし、こうした措置は新たな罰則ではなく、既存の法制度に基づく対応を明確化したものだ。「要是正」の状態は、「学生の利益が損なわれている状態」のため、改善が見られない場合に大学へ一定の措置を講じることは当然とも言えよう。一方で、新制度には、学生を成長させている大学を支援する側面もある。

「少子化が進む中でも、評価が高ければ存続に向けた支援を検討できる。『新たな評価』は学生の成長を中心に据えた制度であり、定員充足率等を見るものではない。よい教育を行っているにもかかわらず、立地などにより経営が難しいと感じ始めている大学こそ前向きに制度と向き合い、教育の質向上に取り組んでいただきたい」（石橋氏）。

Q12. なぜ、国が結果を公表するのか？

A 社会での認知を高め、進学先選びに活用してもらうため。

新制度に伴い、国はデータ入力や審査手続き、結果公表までを一元化するデータプラットフォームを整備する【図表12】。

「これまで認証評価の結果は各評価機関と大学がバラバラに公表していたため受験生に認知されにくく、進路選択の材料にはならなかった。そのため、新制度では国が同プラットフォーム内に「Univ-map」（仮称）というポータルサイトをつくって結果を公開し、例えば「法学系で3つ星評価の学部」などを検索できるようにする。進路選択での活用を促すため、文科省が高校向けに認知普及活動も行う。

また、大学が関係機関へ個別提出していたデータを連携し、資料作成や提出の重複を解消することで負担軽減を図る。現在の大学ポートレートは、機能を統合したうえで停止する方向で検討中だ。

なお、要是正になっても再受審で適合と判断された場合は、6年後を待たずに評価結果を更新し、最新の評価結果を掲載する予定だ。

【図表12】新たなデータプラットフォームにおける情報公表

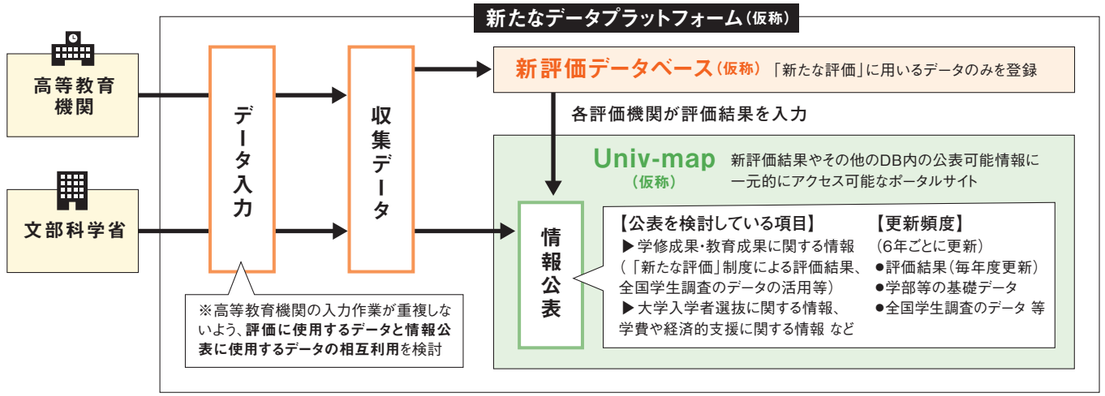

公表の仕方	●データプラットフォームにおいて一元的に公表。 ●学生等が必要な情報に到達しやすくするために様々な要素でソート・検索可能に。
公表内容	●評価結果と評価の具体的内容のポイントを分かりやすく示す。 ※特定の学位の分野について特定分野評価機関による評価を受審した場合には、当該学位の分野の評価結果も併せて公表。 ●学生の進路選択等にも活用しやすくするために、情報公表推進の観点から、学部等に関する情報（所在地、授与される学位、養成する人材像、卒業認定・学位授与の方針等）を付記。

データプラットフォームのイメージ

設置者：すべて　学校種：すべて　地域：すべて
評価結果：すべて　分野：法学　用語検索：　検索

〈検索結果〉

機関名	学部等	分野	設置者	学校種	地域	評価	評価年度	評価機関
○○大学	法学部	法学	国立	大学	○○県	★★	20○○	A
△△大学	政治経済学部	法学経済	私立	大学	△△県	★★★	20△△	B
××大学	法学部	法学	公立	大学	××県	★	20××	C

△△大学（評価結果のイメージ）
政治経済学部　△△県△△市
評価結果（評価機関:B）（評価年度:20△△）
評価の具体的な内容（ポイント）
・○○○…
・○○○…
・○○○…
政治学科:学士（）養成する人材像 ・○○○… 卒業認定・学位授与の方針 ・○○○…
経済学科:学士（）養成する人材像 ・○○○… 卒業認定・学位授与の方針 ・○○○…
詳細の評価結果はこちら

＊文部科学省「「新たな評価」に関する参考資料集」を基にBetween編集部にてまとめ

高校教員アンケート

進路指導や大学選びに認証評価結果は活用されるか？

大学の教育力を知る手がかりとして期待される「新たな評価」制度。高校教員はこの制度をどう受け止め、どのような活用を考えているのか。編集部が実施したアンケート結果から探る。

認証評価の認知度は3割だが「新たな評価」への期待度は高い

文科省の「新たな評価の在り方ワーキンググループ」で課題として挙がった「進路選択における認証評価結果の活用」。高校教員への編集部調査*で、その実態が明らかになった。認証評価制度そのものについての認知については、「あまり＋まったく知らない」高校教員が7割弱に上る【図表1】。一方で、「進路指導に活用した」教員は2.9%に過ぎなかった。

「新たな評価」制度については、高校教員はどの程度、期待するのか。簡単に特徴を示し、11段階評価で聞いたところ、最も多かった回答は「7」だった【図表2】。一定の期待感があることがうかがえる一方で、4以下の低い評価を付けた教員も約2割いる。制度の意義や活用メリットを周知していく必要があるだろう。

【図表3】は「新たな評価」を進路指導にどのように活用できるかを自由記述で聞き、その結果をまとめたものだ。偏差値以外に大学を判断する材料として取り入れることを考えている高校教員が多いようだ。学部の教育力を、生徒に調べさせて同一学部の比較に使うほか、目が向きにくい地方大学を勧められると答えた高校教員もいた。

自学の教育力をアピールする武器になり得るか

高校教員は大学の教育力を何で判断しているのかを聞いた結果が【図表4】だ。依然として「入試難易度（偏差値）」を挙げる高校教員は多いものの、「新たな評価」で問われる「カリキュラムの内容」は1位、「学生・卒業生の姿」は2位に入っている。ただし「新たな評価」で最も重視している「学生の成長度」については、10番目で高いとは言えない。

「新たな評価」の進路指導への活用については、文科省が自ら高校側に働きかける意向があるものの、本調査結果を見ると、国に任せきりにせず、大学自身による広報の強化は必須に違いない。

【図表1】大学の認証評価制度の認知度

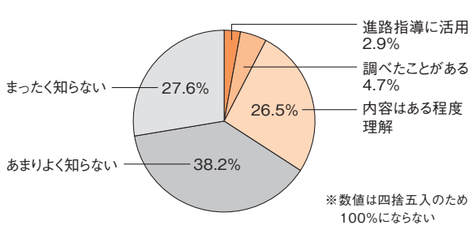

※数値は四捨五入のため100%にならない

【図表2】新たな評価に対する期待度

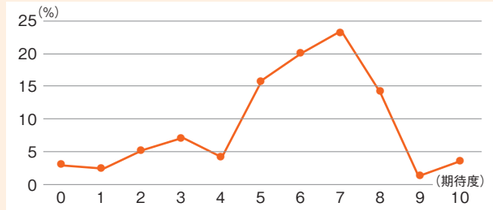

※期待度は「10がもっとも高く、0がもっとも低い」として回答

【図表3】「新たな評価」の進路指導への想定活用方法（抜粋）

■進路調べの材料
▶進学先選びの入り口として、傾向を見るために用いる。
▶認証評価制度について生徒に周知したうえで、ロングホームルームで実施する進路調べにて調べる項目の一つとする。
▶生徒が自身の興味関心に合致した大学を調べることが容易になり、それによって入学後のミスマッチが軽減される。

■志望校選び・進学先選択の参考材料
▶大学名ではなく学部の評価での判断がしやすくなるため、生徒自身での大学・学部選びがしやすくなると考えられる。
▶客観的なデータとして、志望校選定のための材料として取り入れる。

■偏差値やランキング以外の評価指標
▶大学の中で特に力を入れている学部が具体的にわかる。偏差値以外の指標として示すことができる。
▶偏差値だけでなく、新たなランキング（指標）として、生徒に紹介して大学の力を考えさせるツールにする。
▶同等レベルの大学があったときにどちらにするかの判断の一つに使える。
▶私大進学先の検討において同一学部で客観的に比較することができる。

■進路指導方法にプラスになる
▶進学先決定の検討材料の一つとして見ることができることを生徒・保護者に情報提供する。
▶生徒たちとの面談の指標となる。
▶生徒・保護者の目が向きにくい、地方大学を勧める際のポイントになる。
▶評価の高い大学を選択するように促す。

【図表4】大学の教育力の判断基準（複数回答）

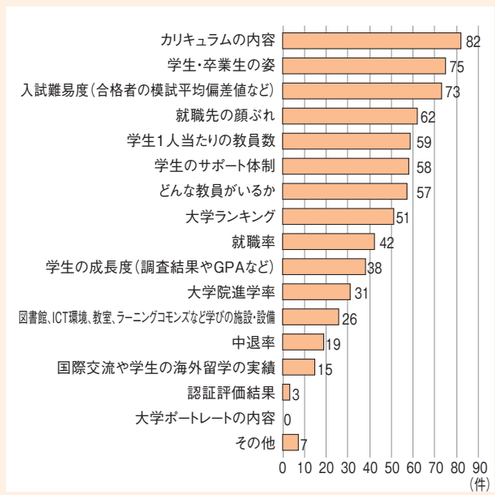

＊ Between編集部による高校教員アンケート。調査方法:インターネット調査、調査対象:全国の国公私立高校（進学校）、調査期間:2026年8月6日～8月18日、有効回答数:170件

★この調査結果の詳細は電子ブックにて公開しています。